

観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会分科会運営要領（案）

（設置）

第 1 条 本要領は、観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会運営要綱（平成30年 8 月 2 日文化観光スポーツ部長決定。以下「運営要綱」という。）第13条の規定に基づき、分科会の設置及び運営について必要な事項を定めるものである。

（名称等）

第 2 条 分科会は、次表の左覧に掲げる名称とし、これらの分科会の検討事項は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	検討事項
宿泊税制度検討分科会	宿泊税を導入施行する場合の制度設計及び使途事業に関すること。
レンタカー税制度検討分科会	レンタカー税を導入施行する場合の制度設計及び使途事業に関すること。

（委員等）

第 3 条 分科会の委員は15人以内とし、運営要綱第 4 条で定める検討委員会の委員（以下、「検討委員会委員」という。）の中から互選により選任される者を 2 人以上含むものとする。

2 検討委員会委員以外の分科会の委員は、分科会の設置が決定された日以後 7 日以内に、検討委員会委員が文化観光スポーツ部長に推薦するものとする。

3 文化観光スポーツ部長は、推薦理由に基づき、第 1 項に定める数の範囲内で、検討委員会委員以外の分科会の委員を決定するものとする。

4 分科会に分科会長を置き、検討委員会委員から互選により選任する。

5 分科会長に事故があるときは、分科会に属する検討委員会委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（会議等）

第 4 条 分科会は、分科会の委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

2 分科会長は、分科会の検討状況を取りまとめ、観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。